

杉並区こども誰でも通園制度の試行的事業実施計画

第1 事業の目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設に向けた取組が国において進められている。このことを受け、杉並区（以下「区」という。）における当該制度の試行的事業を実施する。

第2 実施場所

保育室若杉及び別途定める「杉並区こども誰でも通園制度の試行的事業（委託事業）の実施事業所公募要領」により選定した事業所（以下「事業所」という。）

第3 実施期間

令和6年5月10日から令和7年3月31日まで

第4 対象となる子ども

区内在住で認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育事業を利用していない0歳6か月以上満3歳未満（利用日時点の年齢）の者（以下「子ども」という。）

第5 事業内容

以下の1から4までを実施する。

1 定期的な預かり

(1) 事業所は、以下の実施方法により、一定程度継続的（月単位で複数月）に子どもの預かりを実施する。ただし、アに掲げる実施方法については、認可保育所及び地域型保育事業のみ実施可能とする。

ア 余裕活用型

在園児が事業所の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れ、保育を行う方法

イ 一般型（在園児合同）

事業所の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と合同で保育を行う方法

ウ 一般型（専用室独立実施）

事業所の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児とは別室で保育を行う方法

(2) 利用時間は、子ども一人当たり「月10時間」を上限とする。

- (3) 利用可能枠は、受入れ体制等について、区と事前協議の上、各事業所において設定する。
- (4) 事業所は、利用する子どもについて、各事業所が定める方法で利用の募集を行う。
- (5) 事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、当該子どもの受入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の設備等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由を付して区に報告し、判断を求めることができる。区は、当該事業所及び子どもの状況から、当該理由の正当性を判断し、当該事業所に適切な対応を求める。
- (6) 事業所は、利用可能枠の範囲を超えて利用の申込みがあった場合には、公平性・公正性を考慮の上、各事業所が定める方法で利用する子どもを決定する。
- (7) 事業所は、前号に定める利用する子どもを養育する保護者（児童福祉法第6条に定める保護者をいう。以下、「利用者」という。）に対し、本事業を利用するに当たっての重要事項を書面により説明し、同意を得たうえで、当該利用者と契約する。また、当該重要事項は施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。
- (8) 慣れるまで時間がかかる子どもへの事業所の対応として、利用者と子どもが一緒に通園すること（以下「親子通園」という。）を可能とするが、親子通園が長時間続く状態や、事業所が親子通園を利用の条件とすることは認めない。ただし、利用者からの申出等特別な事情がある場合は、この限りでない。また、親子通園を事前面談の代替とすることは、可能とする。
- (9) 事業所は、集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、利用した日の保育の状況を記録する。
- (10) 事業所は、利用者に対して、定期的に面談等を実施し、子育ての助言を行うとともに、育児の様子を見てもらう機会を設ける。
- (11) 事業所は、こども家庭庁の「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会における中間取りまとめについて」を参考に、創意工夫の下、本事業を実施する。
- (12) 事業所は、利用中に配慮が必要であると確認した家庭について、速やかに区に報告するとともに、関係機関等との連携に努める。

2 検証

区は、本事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて、事業所を通じて情報収集を行う。

3 実績報告

区は、本事業の実績について、こども家庭庁の求めに応じ報告する。

4 事故等への対応

- (1) 事業所は、保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）に従

い、適切かつ速やかに区に報告する。

- (2) 事業所は、利用当日に、連絡なく子どもの利用がない場合には、利用者に連絡をとり、子どもの状況を確認する。特に配慮を必要とする子どもの利用がない場合には、区に報告するとともに、必要に応じて関係機関等と情報共有し、適切に対応する。
- (3) 事業所は、子どもの中に不適切な養育の疑いを確認した場合には、速やかに区に報告するとともに、関係機関等に情報共有し、適切な支援を行う。
- (4) 給食等の提供については、事業所の判断とするが、利用者に提供の有無やアレルギー対応の状況が分かるように周知を行う。なお、提供を行う場合においては、衛生管理及び食物アレルギーの対策等を適切に行う。

第6 指導監督

- 1 区は、事業所に対して、本事業の意義や目的を伝えるとともに、利用に当たっての重要事項、その他本事業に係る規定の整備等に係る助言を行う。
- 2 区は、事業所を巡回し、事業所からの相談を受けるとともに、適正な事業の実施に係る助言を行う。
- 3 区は、事業所からの相談事項や事業所に助言した内容を記録する。

第7 設備及び人員配置基準

1 余裕活用型で実施する場合

「一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号通知）」4（4）③（余裕活用型の実施基準）に定める基準を遵守する。

2 一般型で実施する場合

「一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号通知）」4（1）③（一般型の設備基準及び保育の内容）及び④（一般型の職員の配置）に定める基準を遵守する。なお、保育従事者の6割（保育従事者が2名の場合は1名）以上は保育士資格を有する者であること。

3 保育士以外の保育従事者を配置する場合

配置をすることができるのは、次のいずれかの研修を修了した者とする。

- (1) 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了していること。
- (2) 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した

者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了していること。

第8 研修

事業所の管理者（保育士を除く。）については、第7の3に定める研修を受講し、修了している者でなければならない。

第9 委託料等

- 1 区は、事業所（保育室若杉を除く。）からの毎月の実績報告に基づき、子ども一人1時間当たり850円を委託料として当該事業所に支払う。
- 2 区が認めた障害児の利用に当たっては、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置した場合に、当該障害児一人1時間当たり400円を委託料に加算する。
- 3 利用の取消しについては、別日時への振替ができない場合に限り、委託料の支払い対象とする。ただし、この場合において、予定していた子どもの時間数は利用したものとみなす。
- 4 事業所は、委託料の支払の根拠資料を本事業実施後5年間保存する。

第10 利用者負担額

- 1 事業所は、第5の1に定める定期的な預かりに要する経費の一部について、子ども一人1時間当たり275円程度を標準に、各事業所が設定した額を利用者負担額とし、利用者から徴収することができる。ただし、利用者負担額の上限は、1日（8時間まで）当たり2,200円とする。
- 2 1日8時間を超えて預かりを実施する場合には、前項の上限額を超えて利用者負担額を徴収することができる。この場合において、利用者負担額は、子ども一人1時間当たり275円を超えてはならない。
- 3 低所得者世帯等については、別紙により利用者負担額の一部を助成する。

第11 個人情報の保護

- 1 本事業に携わる者は、本事業の実施により知り得た個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。
- 2 本事業に携わる者は、本事業の実施により知り得た秘密を相手方の事前の承諾なしに第三者に公表し、又は漏えいしてはならない。
- 3 前項の規定は、本事業終了後及びその職を退いた後も遵守しなければならない。

第12 利用方法

- 1 利用の登録

本事業を利用しようとする者は、区が指定する方法により事前に利用登録を行い、子どもが本事業の対象であることについて区の確認を受ける。区は、確認した後、本事業を利用しようとする者に結果を通知する。

2 利用の決定

本事業を利用しようとする者は、区の確認を受けた後、各事業所が定める方法で利用申込みをする。利用決定後、利用者は事業所と契約し、利用を開始する。ただし、同一期間において複数の事業所と契約することはできない。

3 利用決定の取消し

事業所は、以下の(1)から(3)のいずれかに該当するときは、第11の2の利用の決定を取り消すことができる。

(1)利用する子どもが別の事業所を利用していることが判明したとき。

(2)利用する子どもが第4に定める要件を満たさなくなったとき。

(3)利用者が虚偽の申請その他不正な手段により利用したとき。

第13 委任

この実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

杉並区こども誰でも通園制度の試行的事業 利用者負担額の助成について

杉並区こども誰でも通園制度の試行的事業実施計画第10の3に定める利用者負担額の一部の助成について必要な事項は、以下のとおりとする。

1 助成の対象

助成対象者は、区内在住の別表第1に定める要件を満たす世帯の利用者とする。

2 助成金の額

- (1) 助成金の額は、助成対象者が事業を利用した施設に対して支払った利用者負担額とし、別表第1の助成上限額に定める額を限度とする。
- (2) 助成金の総額は、予算の範囲内とする。

3 助成申請等

- (1) 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、杉並区こども誰でも通園制度の試行的事業利用者負担額助成申請書兼請求書（兼口座振替依頼書）（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。
 - ① 生活保護世帯にあつては、生活保護を受給していることが確認できる書類
 - ② 特別区民税、市町村民税非課税世帯にあつては、直近の特別区民税、市町村民税非課税証明書
 - ③ 年収360万円未満相当世帯にあつては、特別区民税、市町村民税課税証明書又は課税額が確認できる書類
 - ④ その他区長が必要と認める書類
- (2) 3(1)の申請は、別表第2に定める申請期日（当該日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに行うものとする。ただし、やむを得ない事由があると区長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 申請者は、3(1)及び(2)の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに杉並区こども誰でも通園制度の試行的事業利用者負担額助成申請内容変更届出書（第2号様式）に関係書類を添えて区長に提出するものとする。
- (4) 3(1)の規定にかかわらず、区長は、公簿等により添付書類の内容を確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 交付決定及び通知

- (1) 区長は、助成の申請があつたときは、申請書等の審査を行い、適当と認めるときは、杉並区こども誰でも通園制度の試行的事業利用者負担額助成金交付決定通知書（第3号様式）により、助成内容その他必要な事項を申請者に通知する。
- (2) 区長は、助成金を交付しないことを決定したときは、杉並区こども誰でも通園制度の試行的事業利用者負担額助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、その旨を申請者に通知する。

5 助成金の交付

- (1) 区長は、4の助成金の交付を決定するに当たり、子どもが利用している事業所に対して、当該子どもに係る各施設への利用者負担額の納付状況及び施設の利用状況を提供証明書兼領収額確認書・納入状況確認書（第5号様式）により報告を求めることができる。

(2) 区長は、4 (1) の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(3) 区長は、4 (1) の規定に基づき助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、別表第2に定める交付時期ごとに助成金を交付する。

6 交付決定の変更及び取消し

区長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、交付決定した助成金の額を変更し、又は交付決定を取り消すことができる。

(1) 世帯区民税所得割額が変更されたとき。

(2) 3 (3) の規定による届出により、別表第1に定める対象基準が変わったとき。

(3) 交付決定者又は交付決定者の子どもが区外に転出したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により助成金の決定を受けたとき。

(5) 助成金の交付決定の内容、これに付した条件又はその他の法令に基づく命令に違反したとき。

(6) その他区長が必要と認めたとき。

7 助成金の返還

区長は、6の規定により、交付決定者の助成金の額を減額し、又は交付決定を取り消した場合において、既に交付決定者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

8 関係書類の保管

交付決定者は、助成金の交付に係る書類を整理し、交付を受けた助成金の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

9 委任

1から8までのほかに必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

10 補則

この助成金の交付の手続その他の処理については、1から9までのほか杉並区補助金等交付規則（令和2年杉並区規則第24号）に定めるところによる。

別表第1

区分	要件	助成上限額
生活保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯	子ども一人当たり 日額2,750円 ※利用日において被保護者である場合。ただし、利用月の1日現在、生活保護等を受給している場合に当該月の利用料を助成対象とする。
特別区民税、市町村民税非課税世帯	生活保護世帯を除き当年度分の特別区民税又は市町村民税非課税世帯（特別区民税又は市町村民税所得割非課税世帯	子ども一人当たり 日額2,400円

	を含む。)	
年収360万円未満相当世帯	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。以下同じ。）が77,100円以下の世帯(生活保護世帯を除く。)	子ども一人当たり 日額2,100円
要支援児童等のある世帯	要支援家庭の児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第6条の3第8項で規定する「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」及び第5項で規定する「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」だけでなく、保護者の不適切な育児について地域の関係機関が連携して支援していく必要があると区市町村において判断される者を含む。）のいる世帯	子ども一人当たり 日額2,750円
多子世帯	第2子（子の年齢を問わず、保護者と生計を一にする子のうち年齢が高い順に数えて2番目の児童）以降の児童が利用する世帯	子ども一人当たり 日額2,750円

- (1) 本表における「所得割」とは、事業の利用月の属する年度（事業の利用月が7月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額とする。
- (2) 本表における「所得割」には、地方税法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条に規定する控除の額を加算する。
- (3) 本表における生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。

別表第2

区分	事業の利用月	申請期日	交付時期
第1期	7月から9月まで	9月30日	11月中旬
第2期	10月から12月まで	12月28日	1月中旬
第3期	1月から3月まで	3月31日	5月中旬

様式略